



パートナーエージェント



2020年9月2日

各位

会社名 株式会社パートナーエージェント
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 茂
 (コード番号:6181 東証マザーズ)
 問合せ先 IR 広報部長 伊東 大輔
 (TEL.03-5759-2700)

株主優待の有効期限延長に関するお知らせ

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた外出自粛期間及び当社婚活パーティーの開催自粛期間等を考慮し、2019年9月30日権利確定分の株主優待券(有効期限:2020年11月30日迄)につきまして、有効期間を3か月延長し、有効期限を2021年2月28日迄に延長することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、2020年9月30日権利確定分の株主優待(サービス優待券及びポイント優待)につきましては、2020年7月1日付「株主優待制度の変更(拡充)に関するお知らせ」の内容から変更はございません。

1. 有効期限を延長する株主優待

2019年9月30日権利確定分の以下の株主優待券につきまして、有効期限を3か月延長いたします。

優待内容		有効期限
①パートナーエージェント 入会時登録料無料優待券(注1)	1枚	2021年2月28日迄
②OTOCON パーティー(当社店舗開催分) 参加無料優待券	2枚	
③LITO ダイヤモンド(ジュエリー) 15%割引優待券	1枚	
④スマ婚・2次会くん 割引優待券 50,000円分(税別)(注2)(注3)	4枚	

注1 「パートナーエージェント入会時登録料無料優待券」は、入会時の登録料 30,000円(税別)が無料となります。

注2 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、株式会社メイションが提供する商品・サービスになります。

注3 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、税別ご利用金額が50万円以上で1枚、100万円以上で2枚、150万円以上で3枚、200万円以上で4枚のご優待券がご利用になれます。

(ご参考)2020年9月30日権利確定分の株主優待

保有株式数	優待内容
100株 ~999株	①パートナーエージェント 入会時登録料無料優待券(注1)
	②OTOCON パーティー(当社店舗開催分) 参加無料優待券
	③LITO ダイヤモンド(ジュエリー) 15%割引優待券
	④スマ婚・2次会くん 割引優待券 50,000円分(税別)(注2)(注3)
	⑤ウエディングフォト「LUMINOUS」10%割引優待券
1,000株 ~1,999株	・上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④+⑤) ・優待ポイント 9,000pt
2,000株 ~2,999株	・上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④+⑤) ・優待ポイント 19,000pt
3,000株 ~3,999株	・上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④+⑤) ・優待ポイント 30,000pt
4,000株 以上	・上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④+⑤) ・優待ポイント 42,000pt

注1 「パートナーエージェント入会時登録料無料優待券」は、入会時の登録料 30,000円(税別)が無料となります。

注2 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、株式会社メイションが提供する商品・サービスになります。

注3 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、税別ご利用金額が50万円以上で1枚、100万円以上で2枚、150万円以上で3枚、200万円以上で4枚のご優待券がご利用になれます。

2. 株主優待制度の利用方法等

(1) 対象となる株主様

毎年9月30日時点の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有いただいている株主様を対象といたします。

(2) 株主優待の贈呈時期

毎年12月上旬に、自社サービス割引利用優待券と保有株式数に応じた株主優待ポイントを贈呈させていただきます。

(3) 株主優待ポイントの使用方法

上記「(ご参考)2020年9月30日権利確定分の株主優待」表の記載に従い、株主様へ株主優待ポイント(1ポイント≒1円)を贈呈し、株主様限定の特設インターネット・サイト(以下、「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」)において、そのポイントは食品、電化製品、ギフト、旅行・体験等に交換ができません。

なお、株主優待ポイントのお申し込みには、「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」にご登録していただく必要がございます。登録の詳細につきましては、株主優待券と共にお送りする「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部のご案内」をご参照ください。

(注)2020年10月1日の商号変更後に、「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」は「タメニー・プレミアム優待倶楽部」に名称変更する予定です。

(4) 株主優待ポイントの繰越しについて

①ポイントは、次年度の3月31日まで繰越すことができます。

②ポイントを繰越す場合、9月30日時点の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件になります。次回の権利確定日までに、売却や本人以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰越しはできませんので十分にご留意ください。

以上

(注)上記は発表日現在の情報です。これら情報は流動的な様々な要素を含むものであり、様々な要因により実際の結果はこれらと異なる場合があることにご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社パートナーエージェント IR担当 伊東
〒141-0032 東京都品川区大崎1-20-3 イマス大崎ビル4階
IR直通：03-6685-2800（平日：10時～18時） Mail：ir-contact@p-a.jp